

草津市告示第267号

草津市地域公共交通会議設置要綱を次のとおり制定する。

平成19年12月27日

草津市長 伊庭 嘉兵衛

草津市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）および滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱（平成13年5月18日制定）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、草津市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通総合連携計画の策定および変更に関する事項
- (2) 本市における生活交通の確保に関する事業の実施および連絡調整に関する事項
- (3) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃または料金等に関する事項
- (4) 市運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他公共交通に関して交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 市に営業区域が存する一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 社団法人滋賀県バス協会が指名する者
- (5) 社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者
- (6) 市民または市内交通の利用者
- (7) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 交通会議の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 交通会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

3 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。

6 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条の委員その他交通会議が必要と認めた者とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 幹事会を草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（平成19年草津市告示第266号）第10条に規定する幹事会とみなすことができる。

(専門部会)

第8条 交通会議は、その目的を達するため必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条の委員その他交通会議が必要と認めた者とする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交

通会議に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。